

## 専攻建築士 登録更新申請について

登録更新については、平成 26 年度の制度改正により、従来のような書類作成の手間を省きインターネット上で手軽に申請していただくことが可能になりました。(従来どおり書類での申請も受け付けます。)

また、インターネットによる申請の場合、申請手数料が大幅に軽減されます。(下記④参照)

是非この機会に、専攻建築士の更新をご検討ください。

なお、申請の際は本年度までの CPD 登録料の納入が条件となりますので、未だお済みでない方は納入くださいますようお願いいたします。

### 平成 26 年度以降の主な改正点

- ① 申請受付時期および認定時期の全国一元化 (年 1 回)
- ② 登録更新における認定要件の簡素化  
(過去 5 年間の CPD 単位数の確認のみ ※60 単位)
- ③ 専攻建築士管理システムの導入 (インターネットによる申請作業の簡略化)
- ④ 申請手数料の値下げ

インターネット申請：領域数に関係なく **9,720円** ※税込

手書き書類による申請：1 領域につき **12,960円** ※税込

(1 領域追加ごとに 2,160円 ※税込 加算)

※ CPD 単位の不足等で今年度申請できない方に関しては、翌年度以降でも過去 5 年以内に CPD 60 単位以上を取得していれば申請可能になりましたので、その場合は事務局までお問合せください。

### 【申請方法について】

以下の書類をご準備の上、平成 30 年 1 月 9 日 (火) ~ 2 月 28 日 (水) までの期間に、ご持参、郵送、メール、または建築士会連合会のホームページ上から申請をお願いいたします。

※インターネット申請の場合は 1 月 4 日 (木) から申請できます。

### ◆専攻建築士審査・登録申請書ダウンロード (日本建築士会連合会ホームページ)

<http://www.kenchikushikai.or.jp/senko-new/download.html>

※「様式 5」(専攻建築士ポートフォリオ) について

申請書の「様式 5」は、連合会ホームページ内の専攻建築士検索システムにおいて、ご自身が過去に手がけた物件を写真付きで公開したい方、または、前回掲載したデータを最新のものに差し替えたい方のみ提出いただくものです。ホームページにそれらの掲載を希望しない方は提出する必要はありません。

### ◆WEB 申請用ページ (日本建築士会連合会ホームページ)

<https://kenchikushikai-cpd.jp/senkou/login.php>

### ◆Web 申請用マニュアル (日本建築士会連合会ホームページ) ※PDF

<http://www.kenchikushikai.or.jp/data/senko/senko-manual-20161130.pdf>

➤ 申請手数料（消費税込）

領域数	書類による申請	インターネット申請
1 領域	12,960円	9,720円
2 領域	15,120円	
3 領域	17,280円	
カード代 (希望者のみ)	上記金額に 2,160円加算	
バッジ代 (希望者のみ)	上記金額に 2,160円加算	

※カード及びバッジの発行は希望者のみとなりました。  
希望しない方には、A4版（賞状型）の登録証のみ発行となります。

申請手数料は、下記口座へお振込または現金にて事務局に納入してください。

【振込先口座】

銀行名： 荘内銀行 北山形支店（普通口座）

口座番号： No. 96722

口座名義： 一般社団法人 山形県建築士会

◆ 申請書の提出先・申請に関するお問合せ先 ◆

〒990-0825 山形市城北町1丁目12-26 山形建築会館3階

(一社) 山形県建築士会 事務局 (担当：井上)

【電話】023-643-4568 【FAX】023-643-4562

【メール】mail@yamagata-ken.org

➤ 専攻建築士登録更新の認定要件について

過去5年間（平成25年1月1日～平成29年12月31日）で、CPD単位を60単位以上取得していることが登録更新の条件になります。

※CPD単位取得数については、事前に個人のCPDシステムで確認するか、建築士会事務局までお電話等にて「CPD個人実績表」の発行を依頼し、ご確認ください。

ただし、以下に該当する方は、上記の条件を満たさなくとも申請できます。

◆建築士免許取得後30年を超える方で、過去5年の間に、建築士定期講習または建築士会

が行う特別認定講習等のいずれかでCPD6単位を取得している方

(※受講票等の写しの添付が必要)

◆統括設計専攻領域の申請者でAPECアーキテクトの資格を有する方

(※登録証の写しの添付が必要)

◆構造設計専攻領域の申請者でAPECエンジニア（構造）の資格を有する方

(※登録証の写しの添付が必要)